

意見書

西 企 営 第176号

平成25年2月27日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 540-8511

住所 おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぼちょう ばん ごう
大阪府 大阪市 中央区 馬場町 3番 15号

名称及び にしにっぽんでんしんでん わかぶしきがいしゃ
西日本 電信 電話 株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 むらお かずとし
村尾 和俊

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成24年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者 西日本電信電話株式会社

公正競争レビュー検証結果案に対する意見

今回の検証結果(案)では、当社に対する電気通信事業法等の法令や各種ガイドラインの遵守状況、及び改正事業法に基づく措置事項については、当社に報告を求め等して、厳格な検証を行ったうえで、「直ちに追加の措置が必要とは認められない」との判断が示される一方で、当社が情報通信市場の市場環境・競争環境の変化や実態を踏まえ指摘・問題提起している点に関しては、具体的かつ十分な検証が行われていません。

公正競争レビュー制度の目的がブロードバンドの普及促進にあることからすれば、別添の当社意見を踏まえ、以下のような点についても、実態等を深掘りした検証を実施していただくとともに、時代にそぐわない規制は撤廃又は緩和していただきたいと考えます。

■ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証

- ・ 「ICT利活用の促進に関する検証」に関して、政府が主体となったICT利活用の促進策(予算確保、事業推進、規制・制度等の見直し等)の一例を紹介するだけでなく、その取組みが情報通信市場やICT利活用促進に与えた影響・効果についても定量的な分析を行っていただきたいと考えます。また、通信事業者や通信事業者以外の端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たしICT利活用促進に貢献したのかといった点について、利用者側の視点も踏まえ、より掘り下げた検証を行う必要があると考えます。
- ・ 急速に進みつつある固定通信・移動通信を一つとして捉えたFMC市場の検証や、そのFMC市場が個々のサービス市場に与える影響、さらには上位レイヤで市場支配力を持つプレイヤーが通信市場に及ぼす影響についても、現在の市場環境を捉えた検証を行う必要があると考えます。

■指定電気通信設備制度に関する検証

- ・ 例えば、「NGN等に係るアンバンドル機能に関する検証」について、検証結果(案)においては、従前からの考え方と同様、「他事業者が自ら調達したアクセス回線等を収容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること」、「NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定されること」といった想定上の理由だけで、「引き続きアンバンドルの対象とすることが適当」とされています。

しかしながら、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置して独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら設置、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービスを提供しており、その結果、NGNに係る收容局接続機能等については、機能の提供開始以降、他事業者による利用実績はありません。

こうした実態を踏まえれば、当社のNGN等に対して、全事業者に課せられている接続義務に加えて、指定電気通信設備規制まで課す必要はないと考えます。

このように、指定電気通信設備やアンバンドル機能の対象に関する検証にあたっては、従来の考え方を踏襲するだけの検証ではなく、より実態等を反映した検証を行っていただきたいと考えます。

- ・ 昨年7月に制定された「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」において、「双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことから、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当」といった指針が示されたにもかかわらず、依然として、接続事業者は、経営情報に該当する等を理由に一切の情報開示を行っていただけず、協議が難航している事例が生じております。

総務省殿におかれましては、まず、接続事業者が設定する接続料の実態を調査・把握した上で、速やかに、当該事業者がガイドラインを遵守するよう指導を徹底していただき、それでもなお改善されない場合には、抜本的な是正を行っていただきたいと考えます。

■ 禁止行為に関する検証

- ・ 現在NTTグループ以外の事業者は、市場環境・競争環境の変化に対応し、自社のスマートフォンと自社または特定事業者のFTTHサービスやCATVインターネットサービスを組み合わせた割引サービスの提供を開始する等、柔軟なサービス提供を展開しています。このような中で禁止行為規制によってNTTグループだけが柔軟に連携・対応できないとすると、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることになり、IP・ブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。

したがって、お客様利便を向上する観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。

(別添)

情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでいます。その結果、ユーザの選択肢も、固定から移動へ、国内から海外へ、通信サービスからアプリケーションサービスへといった具合に、これまでの垣根を越えるようになってきており、ユーザも個々の必要に応じてそれらの多様なサービスを自在に使いこなせるようになってきています。こうした点で、サービスを提供する通信事業者が当初はNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代はもちろんのこと、スマートフォンが出現する以前に想定していた情報通信市場の市場構造からも大きく異なっています。

- ・ブロードバンド市場においては、3. 9世代携帯電話パケット通信アクセスサービス(LTE)、BWAアクセスサービス(BWA)が急速に普及しており、平成24年7月～9月において、FTTHアクセスサービス(FTTH)の純増数が約36万純増である一方、LTEは約367万純増、BWAは約97万純増と、両者をあわせた純増はFTTHの純増の約1.3倍に達しており、3者を合わせたブロードバンド市場においてFTTHの純増シェアは約8%に過ぎない状況となっています。(注：数字は、「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成24年度第2四半期(9月末))(平成24年12月19日総務省報道発表資料)」より) また、急速な技術革新によりLTEについては、100Mbpsを超えるメニューが提供され始めており、移動通信における超高速ブロードバンドとしての需要代替性はますます高まっています。
- ・携帯電話の新規販売台数に占めるスマートフォンの割合は約10%(平成22年度)から約40%(平成23年度)に急増し、平成23年度のスマートフォン販売台数は約2,500万台を超えるようになってきています。スマートフォン利用者は、自宅ではWi-Fi経由で固定ブロードバンド回線を、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線LANを、それ以外の屋外ではモバイルブロードバンド回線を利用する等、1つの端末で、固定と移動の中から、最適な回線を選択しながらインターネットにアクセスするようになってきています。そのため、他事業者もスマートフォン利用者向けに、自社のモバイルブロードバンド通信と自社又は他社の固定ブロードバンド通信を組み合わせた割引サービスを提供開始する等、スマートフォンをトリガーとした固定通信と移動通信の融合が進んでいます。その結果、例えばKDDI殿のauスマートバリューの契約数が既に285万(平成24年12月末)になる等、FMC市場が急速に拡大し、単体の固定ブロードバンド市場やFTTHサービス市場に影響を与えるようになってきています。
- ・GoogleやApple等のグローバルプレイヤーやSkype等の様々なアプリケーションサービスプロバイダが、スマートフォンやタブレットPC上で、これまで主に通信事業者が提供してきた電話やメール等の通信サービスをアプリケーションサービスとして自在に提供するようになってきています。また、それら事業者は、端末とコンテンツ・アプリケーションを一体的に提供するようになってきています。さらには、アプリケーション市場単独でもSkypeやLINE等、従来の通信サービスの代替となるアプリケーションのユーザが全世界で約8億に達しており、情報通信市場においてサービスやプレイヤーのグローバル化や多様化が急速に進んでいます。

こうした状況にありながら、今回の公正競争レビューにおいては、これまでの競争セーフガード制度や接続ルール見直しの議論・答申と同様に、依然として固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤといった、ユーザにとっては意味がなくなりつつある区分を前提とした議論がなされ、当社をはじめとするNTTグループに対し、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課していますが、こうした規制は、ユーザの利便性が損ねるだけでなく、IP・ブロードバンドサービスの普及拡大にも影響が及び、ひいてはICT利活用の促進や我が国の国際競争力の向上にとっても障害になると考えます。

公正競争レビュー制度の目的であるブロードバンド普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークサービスのみならず、国内外の様々なプレイヤーが提供するコンテンツ・アプリケーションサービスまで含め、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含む全てのプレイヤーが他のプレイヤーと自由にコラボレーションすること等を可能とし、新たなビジネスを迅速に創出できる環境や、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした自由なマーケットにおいてこそ、各社の創意工夫や競争を通じたイノベーションが起こり、新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上していくと考えます。したがって、今回、公正競争レビュー制度に基づく検証を行なうにあたっては、FTTH、DSL、CATV等のサービス毎の市場に閉じた検証を行なうのではなく、固定通信・移動通信を一つとして捉えたFMC市場の検証やそのFMC市場が個々の市場に与える影響、更には、上位レイヤで市場支配力を持つプレイヤーが通信市場に参入することによる影響等、市場環境や競争環境の変化をしっかりと踏まえた検証を行なう必要があると考えます。

また、包括的検証に向けては、NTT東西における規制の遵守状況や料金の低廉化、市場シェア等の動向だけでなく、ICT利活用の促進に向けた取組を検証することとされておりますが、今回の検証結果案においては、政府が主体となったICT利活用の促進策（予算確保、事業推進、規制・制度等の見直し等）の一例が紹介されているものの、その取組が情報通信市場やICT利活用促進に与えた影響・効果については、定量的な分析が行われておらず、より掘り下げた検証が必要であると考えます。加えて、通信事業者や、通信事業者以外の端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たし、どのようにICT利活用促進に貢献したのかといった点についても、利用者側の視点も踏まえ、検証を行う必要があると考えます。

なお、当社については、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、また、改正事業法に定められた更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は特段生じないものと考えています。上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化を十分踏まえて、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、改めてその必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制については速やかに見直しまたは撤廃を行っていただきたいと考えます。

指定電気通信設備制度に関する検証

検証項目		当社意見
(1) 第一種 指定電 気通信 設備に 関する 検証	ア 指定要件に関する 検証 イ 指定の対象に関する 検証	<p>【指定電気通信設備規制に対する基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線や加入者交換機を自ら設置して、当社と同等のネットワークを自前構築することは実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するためには、当社の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。 ・しかしながら、IP・ブロードバンド時代には、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置して独自のIP網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化して提供するダークファイバ等を利用してサービス提供しているところであり、現に、電力系事業者、KDDI殿、CATV事業者といった固定系の事業者だけでなく、WiMAXやLTE等を用いた無線系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で熾烈な競争が展開されていることから、当社のNGNをはじめとするIP網には当社の固定電話網のような不可欠性はありません。 ・また、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、平成24年9月末時点では約3,000万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数（ch数）は、平成24年9月末時点で約1,500万足らずに留まっており、加入電話契約者数のピーク時と比べると、約1,800万ものお客様が、携帯電話や他社直収電話に移行したものと考えられます。これらに加えて、特に、最近の傾向として、スマートフォン等しか持たないお客様が増えてきていることも踏まえれば、当社のIP網は、携帯電話網を含め、各事業者が提供する多様なネットワークに係る選択肢の一つに過ぎないと考えます。 ・したがって、今年度の検証にあたっては、このような市場環境・競争環境を十分に検証し、「不可欠性」がない設備については、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

検証項目		当社意見
(1) 第一種 指定電 気通信 設備に 関する 検証	ア 指定要件に関する 検証 イ 指定の対象に関する 検証	<p>【NGN、地域IP網及びひかり電話網について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網（以下、NGN等）については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかなです。 ① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせて当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。 ② 現に、他事業者は当社のNGN等に依存することなく、独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、当社のNGN等は各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないこと。具体的には、固定系ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで50.1%（平成24年9月末）、府県別では最小で約38%（同上）、FTH市場での競争が激しい関西エリアでは、2府4県でシェアが約42%（同上）に過ぎないこと。 さらに、モバイル系ブロードバンドサービスも含めたブロードバンド市場全体で見た場合、NTT東西のシェアはわずか10%程度（同上）に過ぎないこと。 ③ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OABJ-IP電話、CATV電話、O50IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは42%程度（平成24年9月末）、さらに、携帯電話も含めたシェアで見れば8%程度（同上）に過ぎないこと。 ④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社のNGN等自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。

検証項目	当社意見
	<p>⑤ 主要国において、ブロードバンドサービスのネットワーク部分をアンバンドルし、厳格な提供義務が課せられているのは日本だけであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述のとおり、当社のNGN等にボトルネック性がないことは明らかであり、また、IP・ブロードバンド時代は、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、お互いのお客様同士が相互に通信しあう、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていることから、当社のNGN等は、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
	<p>【局内装置類及び局内光ファイバについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置（OLT）、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、IP網の自前構築に必要な当該装置類は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせると当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。 ② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせ、もしくは、当社の光アクセスと当社の局舎コロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。 ③ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定していただきたいと考えます。 ・局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
	<p data-bbox="629 288 972 316">【加入光ファイバについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="629 384 1951 464">・加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 <li data-bbox="629 480 1951 703">① 指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IP・ブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に設備競争が進展していること。 <li data-bbox="629 719 1951 1278">② 現に、光ファイバについては、電力会社が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開しており、CATV事業者も、通信と放送の融合が進む中、電力会社や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去10年間で契約数を約1.8倍の約2,867万世帯（平成24年3月末。登録に係る有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数、「再放送のみ」を含む。）に増加させていること。 これに関して、平成22年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、ジュピターテレコム殿からも、「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考える。」といった意見も提出されており、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することは十分可能であること。 <li data-bbox="629 1294 1951 1326">③ 主要国において、加入光ファイバをアンバンドルし、厳格な提供義務が課せられているのは日本だけ

検証項目	当社意見
	<p>であること。</p> <p>これに関して、平成22年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」といった意見も提出されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備（メタルと光の区別がない）の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっていますが、仮に、今回は、加入光ファイバが第一種指定電気通信設備の対象から除外されないことになったとしても、今後に向けては、既に敷設済のメタル回線と、健全な設備競争の下で整備されてきた光ファイバの規制を明確に区分し、個々にそのボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえながら、規制の要否を判断する必要があると考えます。 ・また、その際には、加入光ファイバのボトルネック性の判断にあたって、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合やモバイル系ブロードバンドサービスの普及等を踏まえ、CATV回線や高速モバイルアクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。 ・さらに、現行のシェア基準値（50%超）による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
	<p>【F T T Hサービスの戸建て向け屋内配線について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸建て向け屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備です。屋内配線の設置工事は、他事業者も同様に実施することが可能であり、現に実施していることを鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備から除外していただきたいと考えます。 <p>【現行の指定方法の見直しについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> 殆ど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると考えます。 したがって、現行制度の下においては、N T T東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定し、具体的に列挙する方式（ポジティブリスト方式）を採用すべきと考えます。

検証項目		当社意見
(1) 第一種 指定電 気通信 設備に 関する 検証	ウ アンバンドル機能 の対象に関する検 証	<ul style="list-style-type: none"> 当社のNGN等、イーサネットスイッチ等の局内装置類、局内光ファイバ、加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
	<p>【収容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレッツサービスに係る機能（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能）については、地域 I P 網において、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成 1 3 年から現在に至るまで 1 0 年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 ・中継局接続に係る機能（一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能）についても、接続料を設定したものの、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 <p>【局内装置類に係る機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光信号伝送装置（O L T）は平成 1 3 年より、メディアコンバータ・局内スプリッタについては平成 1 4 年より、当社が接続料を設定していたものの、平成 1 3 ・ 1 4 年から現在に至るまで 9 年ないし 1 0 年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 ・イーサネットスイッチに係る接続料（イーサネットフレーム伝送機能）についても、他事業者からの強い接続要望を受け、平成 2 2 年 6 月に接続料を設定したものの、同年 7 月、当該他事業者からの接続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者を含む事業者からの利用要望がないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
	<p data-bbox="629 284 1335 316">【 I P 電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="629 384 1944 608">・音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、各事業者は相互に接続料を支払い合う関係に立つこととなります。当社のひかり電話網と他事業者網との接続も、このような対等な関係にあるため、当社のひかり電話網のみを指定電気通信設備とすることはもちろん、ひかり電話サービスに係る機能（関門交換機接続ルーティング伝送機能）のみをアンバンドルの対象とすることはバランスを失することとなります。 <li data-bbox="629 624 1944 799">・したがって、当社のひかり電話網については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、当該機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。 <li data-bbox="629 815 1944 943">・また、現在、当社のひかり電話網と接続する他事業者網の接続料の中には、他事業者網の着信ボトルネック性が一因となって、当社よりも高い水準の接続料が設定され、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」が生じている場合があります。 <li data-bbox="629 959 1944 1230">・当社から当該事業者に対し、当該接続料の妥当性を判断すべく、協議等で具体的な算定根拠を提示いただくよう再三求めています。当該事業者には全く応じていただけない状況にあることから、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成24年7月27日）にあるとおり、当社から求めがあれば、相手方は合理的な理由なく差が生じないよう情報開示を行うべきであり、少なくとも、当社と比べ接続料が高止まりし、その格差が協議事項となっている場合には、当該事業者には当社と同程度の算定根拠を提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと考えます。 <li data-bbox="629 1246 1944 1326">・それでもなお、十分な情報開示をいただけない場合には、総務省殿において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、接続料の水準や算定方法の適正性を検証できるよう、算定根拠に係る情報開示

検証項目		当社意見
		の程度を更に高めるために必要な措置を講じていただきたいと思います。

検証項目	当社意見
	<p data-bbox="640 288 1368 320">【ベストエフォートOABJ-IP電話サービスについて】</p> <ul data-bbox="640 336 1951 751" style="list-style-type: none"> ・ソフトバンク殿の提案に基づくベストエフォート回線を用いたOABJ-IP電話サービスの実現方式については、情報通信審議会答申（平成24年9月27日）において、安定品質以外の技術基準への適合、定期的な品質測定及び分析の結果の報告を前提に、実施期間及び実施条件を限定した特例措置を付した上で、OABJ番号の使用を認めることが適当とされたところですが、当該サービスは、現行のOABJ-IP電話の通信品質基準が確保されておらず、緊急通報呼が繋がらなくなる可能性もあるなど、国民生活に支障を及ぼすことになることに加え、以下のとおり、技術的な問題だけでなく、競争政策上の極めて大きな問題を孕んでいるため、もっぱら技術基準等を取り扱う場の議論のみで容認されるべきではなく、競争政策の観点から、十分議論を尽くした上で、その是非を判断する必要があります、それまでの間は、当該サービスの提供は見送られるべきであると考えます。 <p data-bbox="640 815 1211 847">(1) ユニバーサルサービスの在り方について</p> <ul data-bbox="696 863 1951 1326" style="list-style-type: none"> ・今回のソフトバンク殿の提案は、当社のフレッツ光（ブロードバンドサービス）上で提供することを前提としているため、ユニバーサルサービスには該当しませんが、同様の方式で「電話のみメニュー」が低廉な料金で提供されるようになった場合に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するか否か明確になっていません。 ・仮に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するとされるのであれば、当社もこれからPS-TNマイグレーションを控えている中で、IP電話サービスの提供方法を抜本的に見直さざるを得ないものと考えます。 ・逆に、当該メニューがユニバーサルサービスには該当せず、ユニバーサルサービスとしては従来どおりの品質を求めるとされるのであれば、(2)に後述するような競争中立性を欠いた競争環境下において、当社はユニバーサルサービスを提供する責務を果たすことが困難となるため、ユニバーサ

検証項目	当社意見
	<p>ルサービスの定義そのものを抜本的に見直すが必要になると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、現在、ユニバーサルサービスの維持に係るコストについては、その一部を基金で補填し、大半をNTT東西の内部補填により賄っているところですが、他事業者が都市部等の競争エリアにおいて、今回の提案方式によるベストエフォートのOABJ-I P電話サービスを低廉な料金で提供できるようになると、都市部等でのPSTNユーザの流出が進み、NTT東西の内部補填によるユニバーサルサービスの維持が困難になることから、ユニバーサルサービス基金制度についても抜本的に見直すが必要になると考えます。 <p>(2) ネットワーク利用料の負担の公平性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回、ソフトバンク殿は、当社のNGNとISP接続することで、ルータによる伝送部分のネットワーク利用料を負担することなく、OABJ-I P電話サービスを提供しようとしており、当該サービスの通話料を無料にしてくれることも想定されますが、当社を含むOABJ電話サービス提供事業者は、交換機やルータによる伝送部分のネットワーク利用料（コスト）について、電話サービスの通話料で回収することを前提に事業を運営してきたところであり、当該コストを他の料金で回収するような見直しは現実的には難しいと考えます。 ・このように既存事業者が、現実的に採り得ない仕組みでOABJ-I P電話サービスの提供を認めることは、これまでのOABJ電話市場における競争環境を根本的に覆し、現行のPSTN並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利な競争条件を強いるものであり、同じOABJ電話でありながらネットワーク利用料の負担の公平性が図れない等の点について、競争政策上の観点から十分検討する必要があると考えます。

検証項目		当社意見
(2) 第二種 指定電 気通信 設備に 係る検 証	ア 指定要件に関する 検証 イ 指定の対象に関する 検証	<p>【第二種指定電気通信設備規制の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信行政・郵政行政審議会からの答申（平成24年11月27日）に基づき、新たに第二種指定電気通信設備規制の対象としてソフトバンク殿が追加されましたが、現時点において第二種指定電気通信設備規制の対象となる携帯事業者（以下、二種事業者）3社間の接続料水準には格差が生じています。 ・二種事業者が「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を遵守することで、携帯電話接続料の水準・算定に係る適正性・透明性が確保され、接続料水準が下がっていくものと考えますが、他の二種事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている二種事業者については、当該ガイドラインの遵守に加えて、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成24年7月27日）にあるとおり、当社から求めがあれば、当社と同程度の算定根拠を提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと考えます。 ・それでもなお、十分な情報開示をいただけない場合には、総務省殿において、こうした二種事業者間で接続料水準に格差が生じている要因や、他の二種事業者に比べ接続料水準が高い事業者の設定する接続料が妥当であるかについて検証した上で、その検証結果を公表する等、接続料水準の透明性・適正性を確保するために必要な措置を講じていただきたいと考えます。

検証項目		当社意見
(3) 禁止行為に関する検証	ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証	<p>【第二種指定電気通信設備規制の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話事業者に対する第二種指定電気通信設備制度は、国から割当を受けた公共財である電波の有限希少性に依拠しているものであることから、本来、全ての携帯電話事業者（MNO）に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。 ・特に、禁止行為規制については、携帯電話事業者の中でNTTドコモだけが引き続き規制対象とされているところですが、昨今のスマートフォンの爆発的な普及やスマートフォンをトリガーとする移動通信と固定通信が融合した市場の拡大等、市場環境や競争環境の急激な変化等を踏まえると、携帯電話事業者同士で規制格差を設けなければならない程の市場支配力の差は存在しないことから、規制格差の存在によって各社の利用者間で不公平な状況が生じることにならないよう、非対称規制となっている禁止行為規制については撤廃すべきと考えます。

検証項目		当社意見
(3) 禁止行為に関する検証	イ 指定電気通信設備における禁止行為に規制の運用状況に関する検証 ウ 特定事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証	<p>【禁止行為規制等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守してきており、平成23年11月30日に施行された改正事業法及び同法施行規則について、以下のとおり措置を講じております。 ① すべての監督対象子会社において禁止行為に関する規程等を制定し、責任者の配置、研修の実施、点検の実施等の措置を実施。 ② 接続関連情報等の取り扱いに関する体制の整備等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備部門の設置、並びに、兼務の禁止、及び、居室の分離。 ・ 接続関連情報を有するシステムにおける利用権限の管理、ログの記録・保存。 ・ 接続関連情報の取扱いに関する規程の制定、研修の実施。 ・ 当社設備部門が第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の設備の接続のために実施した手続の実施の経緯等の記録・保存及び当社設備部門が第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために当社設備部門以外の部門との間で実施した手続の実施の経緯等の記録・保存。 ・ 設備部門とは独立した監視部門による、他の電気通信事業者との間において記録された手続の実施の経緯等が接続約款等の規定によるものであること、及び、当社設備部門以外の部門の間において記録された手続の実施の経緯等が接続約款等の規定に準ずるものであることの確認。 ・ 設備部門とは独立した監視部門による、設備部門における接続関連情報の取扱いに問題がないことの確認。 <p>等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ むしろ、情報通信市場においては、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化が急速に進展する中で、お客様利便の高いサービスの提供に向けて、各事業者が他の事業者との協業も活用し、
(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証		
(5) 機能分離の運用状況に関する検証		

検証項目	当社意見
	<p>活発な事業展開を行っているところです。現に、例えばKDD I 殿は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割り引くなど固定とモバイルを組み合わせた新たなサービスを開始しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • その一方で、NTT 東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTT グループのお客様だけが不利益を被ることとなります。 • したがって、全ての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約なく享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。